破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１３３３号
札幌市西区八軒４条東３丁目３－１、住民票上の住所札幌市手稲区金山１条２丁目１番45号
債務者　五十嵐康全
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３６５号
札幌市西区二十四軒４条５丁目11番19号　瀬比亜館琴似201号
債務者　森澤　朝巳
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４５９号
札幌市豊平区美園３条８丁目３番８号　シャトーかおり２―202号
債務者　石黒　尚永（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４８３号
札幌市西区西野８条４丁目15番14号
債務者　碓井　武文
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５７号
岩手県北上市黒沢尻３丁目14番12号、前住所岩手県北上市黒沢尻３丁目３番32号　コスモハウスⅢ―102号
債務者　小椋美穂子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第５９号
岩手県北上市相去町葛西檀４番地18　ハイツＫＡＰ102号、前住所岩手県北上市大堤南１丁目９番18号　レオパレスｃｅｐａｇｅ204号
債務者　昆野　武壽
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第４０号
山形県東田川郡三川町大字押切新田字北田118番地１
債務者　成田　良男
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第１５５号
群馬県藤岡市藤岡1549番地６　グリーンハイム大和506号
債務者　ササキ　ロサリー　ラドこと　ＳＡＳＡＫＩ　ＲＯＳＡＬＩＥ　ＬＡＤＯ
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１６５号
群馬県高崎市根小屋町2145番地　市住４棟412号
債務者　柳沢　千鶴
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４３８号
埼玉県所沢市大字松郷68番地の19
債務者　星野　真澄
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４５９号
埼玉県狭山市大字北入曽467番地の28
債務者　武藤美知代
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４６４号
埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷124番地３　雇用促進住宅１―103号
債務者　山崎　一男
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２６５号
埼玉県熊谷市佐谷田3287番地
債務者　金井　敏明
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２３０号
新潟市西区上新栄町２丁目１番３号、前住所新潟市西区上新栄町２丁目19番１号
債務者　高橋　修二
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１号
三重県松阪市久保町1313番地１　レジデンス学園前402号
債務者　中村　　學
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第１５３７号
大阪市東住吉区駒川１丁目８番19号　アド・弐番館203号
債務者　永野　浩史
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部